

石狩市個別排水処理施設整備事業について

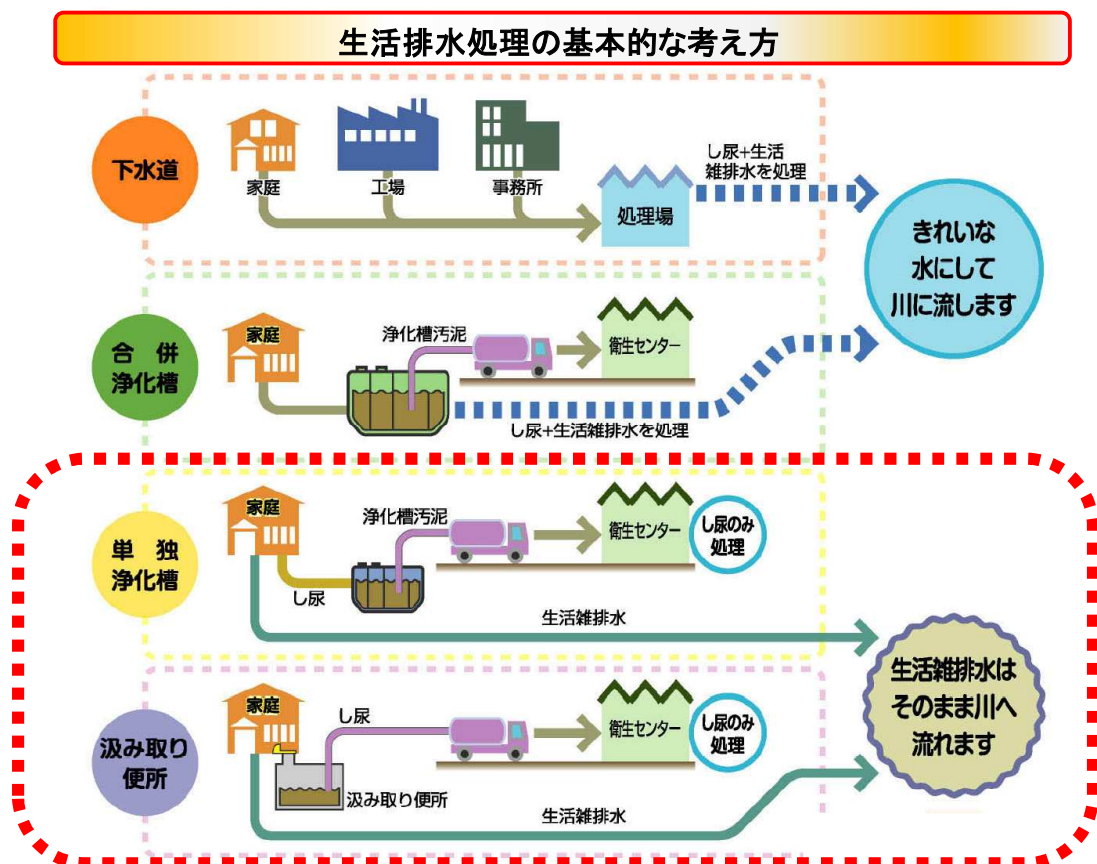
(合併処理浄化槽による水洗化)

合併処理浄化槽の設置希望者を募集します。

石狩市では、下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の適切処理を進めております。また、単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への転換を啓発しております。

生活排水とは・・・

「生活排水」とは、し尿、台所排水、洗濯排水、浴室排水などの生活の中から排出される排水をいいます。このうち、し尿を除くものは「生活雑排水」といいます。



公共水域の汚濁防止及び水洗化による生活環境の改善のために**合併処理浄化槽**設置のご協力をお願いいたします。

※以下「合併処理浄化槽」を「浄化槽」という

設置条件

○浄化槽の設置希望者。

(単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換および、自ら設置した浄化槽を自費で撤去した場合も受け付けます。)

○浄化槽設置住所に定住すること。

○対象区域は、下水道全体計画区域外であること。【対象区域図参照】

○処理水の放流先があること。

(放流管が自己所有以外の土地を通過する場合は、利害関係者からの承諾書が必要です。)

○設置場所の土地を市に無償で貸与すること。

○設置スペースがあること。【参考図①参照】

(工事車両が通行できない場合や住宅に接近する場合は設置が出来ない場合があります。)

○浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

○施設の設置から6カ月以内に排水設備等の検査を受けること。

○家屋の延べ床面積が50㎡以上であり、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設があること。

○家屋の主な用途が個人の住宅で、申請者は家屋所有者であること。

○排水設備等確認申請書を提出すること(石狩市排水設備指定業者)

○排水設備の工事については、石狩市排水設備指定業者が施工すること

○点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾していただけること。

(浄化槽の保守点検を年3回行います。)

○支障物件(樹木、庭石等)については、申請者負担で撤去すること。

※下記の場合は設置できません。

○市が設置した浄化槽を更新する場合。

○事業所または別荘。

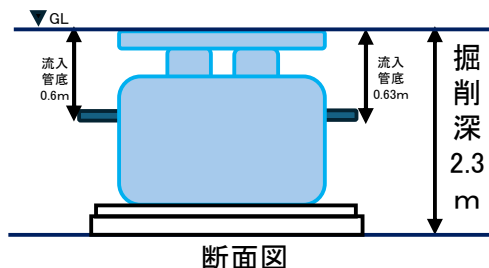
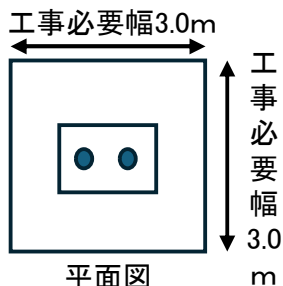
○販売または主に収益を目的とした建物。

(法人・団体が所有する建物、改築をする建物)

対象区域図



参考図①(設置スペース5人槽)



申込期間

令和6年4月1日(月)～5月10日(金)

○希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。

○設置予定基数に満たない場合は7月8日まで随時先着で受け付けます。

浄化槽設置予定日

令和6年9月から11月頃設置予定

※追加応募の場合は、令和6年9月下旬から11月下旬設置予定

費用について 【 総額 60 ～ 135 万円程度 + 月額料金 】(放流ポンプ含む)

● 月額料金 約4千円程度【 使用料 + 電気代 】

○使用料……個別排水処理施設の使用料金

浄化槽等の設置完了後、使用開始すると使用料金を納付していただきます。

本使用料は市が行う浄化槽の維持管理費に充てられます。

○電気代……浄化槽用プロア(送風機)の電気代

※放流ポンプを使用する場合は別途電気代がかかります。

月額使用料
(消費税は別途)

個別排水処理施設使用料	
10m ³ まで	1,120
11m ³ から30m ³ [1m ³ につき]	137
31m ³ から [1m ³ につき]	200

条例改正による値上げの可能性があります。

● 受益者分担金 【 20 から 35 万円程度 】(支払方法は一括または分割10回)

浄化槽設置工事に係わる工事費に10分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

※単独処理浄化槽からの転換は合併浄化槽設置工事に係わる工事費に20分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

● 排水設備工事費 【 40 から 100 万円程度 】(放流ポンプ含む)

家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備の工事費及び電気工事費。

※家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備につきましては、申請者で設置・維持管理となります。

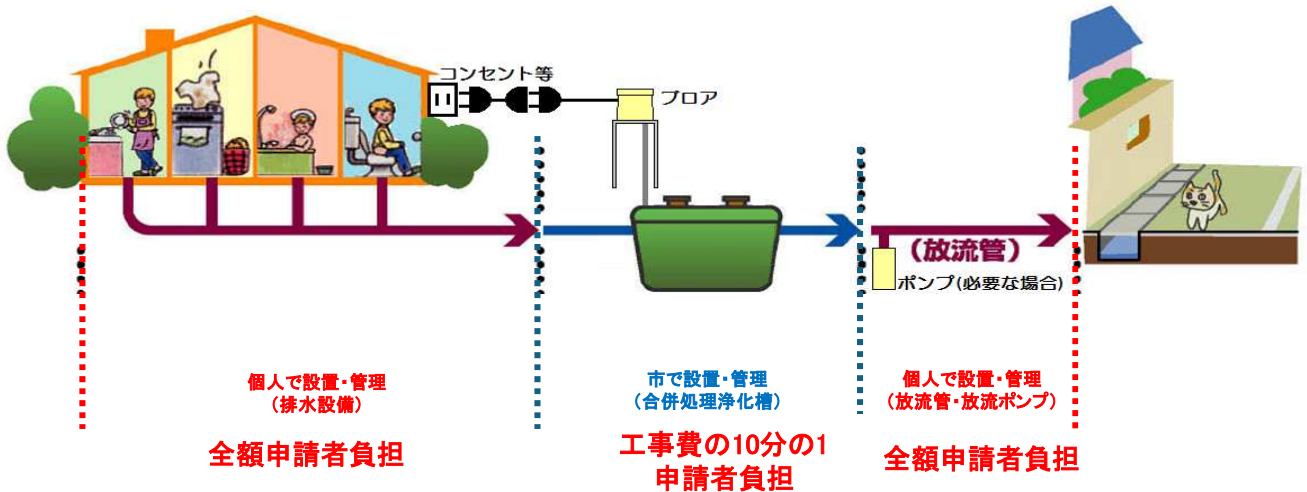
※申請者が排水設備業者と契約します。

※浄化槽より放流先のほうが高い場合、放流ポンプ(追加20万円程度)が必要になります。

※家屋の配管が浄化槽より高い場合、ピットタイプになります。

※上記金額については、参考価格です。

負担区分のイメージ



水洗トイレ改造資金

石狩市では、処理区域内の水洗トイレの普及促進を図るため、既設の汲み取り式トイレを水洗トイレ改造(台所、浴室の排水設備を含む)しようとする方で、自己資金のみでは工事費を一時的に支払うことが困難な場合に、資金の貸付をいたします。詳細につきましては、お問い合わせください。

申請書類について

- 設置申請書【別記1号様式】
- 承諾書【別記1号の2様式(その1)】
 - 申請者と土地所有者が異なる場合は追加で承諾書【別記1号の2様式(その2)】を提出。
- 定住確約書【別記第1号の3様式】
- JISチェックリスト
- 建築基準法に基づく「確認済証」か「検査済証」
 - ※紛失された場合は建築住宅課にて発行できます(有料)
 - ※「確認済証」か「検査済証」が提出できない場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出してください。
 - ※新築の場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出ください。
- 敷地図
 - 土地の地番、地積がわかる図面
- 住宅平面図
 - 延べ床面積がわかる図面、
- 見積書
 - ・見積内容(石狩市排水設備指定業者に依頼すること)
 - 1.浄化槽までの排水設備と処理浄化槽から放流先までの費用(舗装等の復旧費含む)
 - 2.フロアを使用するための電気工事費
 - 3.放流ポンプの有無
 - 必要な場合、放流先の高さ
 - ※浄化槽への流入管底はGL-600mm、流出管底はGL-630mmです。
 - 住宅の売買契約書または請負契約書の写し(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)
- 同意書
 - 住民票(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)
 - ※使用開始までに個別排水処理施設の設置場所に住所を有し、それが確認できる住民票)

新築の場合で、確認申請のために浄化槽設置届出書の作成が必要な方は、
本事業の募集期間終了後より2週間程度で作成します。(希望者多数の場合、抽選となるため)
また、上記の書類の他に平面図と配管図(放流先の高さ)を提出してください。

石狩市排水施設指定業者について

「石狩管工事業協同組合(TEL 73-8658)にお問い合わせいただくか、

石狩市ホームページ(<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gesui/2897.html>)でご覧になれます。

お問い合わせ

石狩市役所 下水道課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

TEL:0133-72-3176 FAX:0133-75-2278

別記第1号の2様式（第3条関係）（その1）

個別排水処理施設番号

承 諾 書

私が申請した個別排水処理施設の設置について、土地所有者その他利害関係者から下記のとおり承諾を得ましたのでお届けします。

なお、当該施設について紛争が生じた場合、私が一切の責を負います。

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

設 置 場 所	石狩市	
土 地 所 有 者	<p>私は、個別排水処理施設の設置に係る土地について、その限度において無償で石狩市に貸与することを承諾します。</p> <p>なお、将来土地の所有権移転が生じた場合、この承諾事項を継承致します。</p>	<p>土地所有者</p> <p><input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>共有 人 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>
家 屋 所 有 者 及 び 使 用 者	<p>私は、個別排水処理施設の設置について承諾します。</p>	<p>家屋所有者</p> <p><input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>共有 人 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>家屋使用者</p> <p><input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>
そ の 他	<p>「個別排水処理施設に必要な排水設備等」の設置に係る利害関係人からの承諾等について</p>	<p><input type="checkbox"/>有（別紙）</p> <p><input type="checkbox"/>無</p>

備考 選択項目については、該当する□欄にチェックして下さい。

承 諾 書

年 月 日

個別排水処理施設の設置に係る申請者

様

住所又は所在地

氏名又は名称
(代表者氏名)

土地所有者

住所又は所在地

氏名又は名称
(代表者氏名)

私が所有する土地を下記事項により占有及び使用することを承諾します。

記

1. 土地の表示

所 在	石狩市			
地 番	地 目	地 積 (㎡)	持 分	備 考

※全部事項証明書に記載されているとおりに記入してください。

- 「個別排水処理施設に必要な排水設備等」を設置すること及びその使用を認めます。
- 承諾に係る占有及び使用の期間は、承諾の日から「個別排水処理施設に必要な排水設備等」の存続する日までの期間とします。
- 「個別排水処理施設に必要な排水設備等」を占有及び使用している期間の土地及び当該排水設備等の使用料は、無償とします。
- 「個別排水処理施設に必要な排水設備等」の維持管理のために関係者が立入ることを認めます。
- 「個別排水処理施設に必要な排水設備等」の構造変更、撤去及び補修等のために土地の形状変更を伴う掘削工事等をするのを認めます。
- 占有及び使用期間が満了した場合は、個別排水処理施設の設置に係る申請者の責任において土地の原状回復を求めます。
- 私の都合により「個別排水処理施設に必要な排水設備等」を構造変更又は撤去する必要が生じたとき又は私の過失により当該排水設備等を補修する必要が生じたときは、それに要する諸費用を負担します。
- 売買等により土地所有権の異動があったときは、新しい所有者に対し上記事項を継承します。
- この承諾書について疑義が生じたときは、関係者協議のうえ解決します。

備考：この承諾書は、個別排水処理施設の設置に係る申請者と「個別排水処理施設に必要な排水設備等」の設置に係る土地の所有者が異なる場合に作成し、市長に提出するものとする。

別記第1号の3様式（第3条関係）

個別排水処理施設番号	
------------	--

定 住 確 約 書

私は、個別排水処理施設の設置申請に当たり、当該申請に係る住宅が、石狩市個別排水処理施設条例に定める定住を目的としている住宅であることを確約いたします。

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住 所

氏 名

J I S のた だ し 書 き に 基 づ く 処 理 対 象 人 員 算 定 チェックリスト

今回、浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、尿
尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）の算定人員では明らかに実状に添わな
いので、住宅部分の算定人員を5人とします。
なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。

浄化槽設置者氏名 _____

(署 名)

設置場所	浄化槽設置届出書 浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書 に記載のとおり。		
浄化槽 設置 建築物 の 概 要	用途	1 一戸建専用住宅	2 一戸建併用住宅
	規模 (延べ面積)	住宅部分 _____ m ²	その他の部分 _____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点 での居住人員 _____ 人 …… (a)	
	子供の出生等 により世帯人 員が増加する 予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。 予定がある場合、増加する人員 _____ 人 …… (b)	
	井戸水等の 使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。	
	概ね過去1年間における ピーク月の1日あたりの 平均の水道使用量の実績 (小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月	_____ リットル/日 …… (c)
	備 考		
市町村確認欄 ※	特定行政庁	□ 50a + 200b + c = _____ ≤ 850	
係員印	審査欄 ※	□ a + b = _____ ≤ 5	
		□ a + b = _____ ≤ 3	

注1： ※印の欄は、記入しないでください。
注2： 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、JIS式により算定してください
注3： (a) + (b) ≤ 3であることを要件にする場合には、住民票を添付してください

誓約書

石狩市長 様

私は、次の理由により建築基準法に基づく確認済証の写し、検査済証の写しその他これらに準ずる書面を提出できませんが、個別排水処理施設の設置に当たっては、建築基準法その他関係法令を遵守することを誓約致します。

(理由)

年 月 日

住所

氏名

同意書

令和 年 月 日

石狩市長 様

石狩市個別排水処理設置に関して説明を受け、十分理解し、同意したうえで申請します。

○合併処理浄化槽の設置希望者。

(単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換および、自費で撤去した場合の合併処理浄化槽の更新も受け付けます。)

○市内に定住されている方。もしくは、これから市内に定住される方。

※申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所を有する者は、住宅の売買契約書または請負契約書の写しを提出するものとし、使用開始までに個別排水処理施設の設置場所に住所を有し、住民票の写しを提出していただきます。

○対象区域は、下水道全体計画区域外であること。

○処理水の放流先があること。

※放流管が自己所有以外の土地を通過する場合は、利害関係者からの承諾書が必要です。

○設置場所の土地を市に無償で貸与すること。

○設置スペースがあること。

※工事車両が通行できない場合や住宅に接近する場合は設置が出来ない場合があります。

○浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

○施設の設置から6カ月以内に排水設備の新設等の検査を受けること。

○家屋の延べ床面積が 50 m²以上であり、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設があること。

○家屋の主な用途が個人の住宅で、申請者は家屋所有者であること。

○排水設備等確認申請書を提出すること(石狩市排水設備指定業者)

○排水設備の工事については、石狩市排水設備指定業者が施工すること

○点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾していただけること。(浄化槽保守点検を年3回行います。)

○支障物件(樹木、庭石等)については、申請者負担で撤去すること。

○事業所または別荘は受付しません。

○販売また収益を目的とした建物は受付しません。(法人・団体が所有する建物、改築をする建物)

○合併処理浄化槽設置に伴いブロワ(送風機)を設置するため、屋外コンセント等が必要になります。コンセントの設置位置が積雪により埋もれる高さである場合、防護(冬囲い)をお願いします。なお、屋外コンセントの設置及び電気代は個人負担となります。

○仮に浄化槽を一定期間使用しない場合にも、ブロワは停止できません。(浄化槽微生物が死滅する)

○ブロワは家屋に近接する場所で、落雪等を考慮し稼働に支障がない場所での設置となります。また、使用に当たっては、ブロワの吸気口が雪に埋もれないよう除雪等の対策をお願いします。

- 水洗化改造および放流管の排水設備工事にかかる費用は個人負担となります。
- 工事で掘削し、埋戻しは砂で行うため、残土がでます。敷地内での敷均しにご協力をお願いします。
- ※舗装復旧が必要な場合は個人負担となります。また、設置に伴い支障となるものは個人で撤去していただきます。
- 設置する合併処理浄化槽に、最初に水を張る必要があります。水道水のご協力をお願いします。
- 合併処理浄化槽のふたは通常500kgまでしか耐えられません。
- 合併処理浄化槽及びその付近は、維持管理上支障とならないよう常に、スペースの確保と建物の設置しないようお願いします。除雪車等で重車両が合併処理浄化槽に乗り上げ破損した場合や、使用中の事故等については、使用者の責任において対応していただきます。
- 合併処理浄化槽は無臭ではありません。
- 放流先の排水が浅い(高い)場合、放流ポンプ(個人負担)の設置が必要になります。この場合、臭排気対策として、臭突管等を家屋等の壁に設置することになります。また、メンテナンス費用は自己負担です。
- 屋内からの排水管が深い場合、合併処理浄化槽も深く設置することになり、ピットタイプでチェッカープレート(鉄板)の設置が必要になり工事費が多く掛かることになります。また、乗用車不可タイプと、2tまでの乗用車可能タイプに分かれます。
- 設置工事完了時に、設置に係る事業費(工事費+測量設計費)の10%、単独浄化槽からの転換の場合は5%負担をご負担して頂きます。※受益者(受益者負担金(分担金)を納めていただく方)は、原則、家屋所有者をいいます。
- 設置完了後、使用開始に伴い、水道使用量等に基づき、使用料を納めていただきます。
- 石狩市が委託する業者において、合併処理浄化槽の保守点検を年3回行います。その際、点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾して頂きます。
- 書類の受付・設置時期については市で設定した期間で設置とし、希望者多数の場合は抽選となります。

以上

住所 _____

氏名 _____

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考	
広報(4月号)	○										
設置受付(設置申請書)	←→									設置申請書、各承諾書、定住確約書、JISチェックリスト、敷地図、住宅平面図(述べ床面積の確認)、必要に応じて建築基準法に基づく確認済証の写し又は検査済証の写し	
現地確認	←→									設置場所・放流先	
設置抽選・決定		○								承認(不承認)通知書	
測量・調査・設置工事				←→							設置場所・放流先の高さ測量・地下水調査、排水設備高さ確認、設置工事
分担金賦課決定通知									○	工事受渡の後	
使用開始、使用料金									○	工事受渡の後	

※別途、申請者(排水設備指定業者)による排水設備工事の手続きが必要となります。